

＜私 の 研 究＞

男女同権と財産分与

佐藤 義彦

「男女同権あるいは男女平等という思想を現行の法制度はどのような形で実現しようとしているのか」これが現在の主たる関心事である。もっとも、右の命題それ自体は法解釈学の研究テーマとなり得ない。それは研究の一つの方向を示すにすぎず、個別的具體的な法制度についての解釈を通じて右の命題を間接的に明らかにするほかにない。

民法は、「離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができる」と定めている。財産分与についての右の規定は、昭和二十二年に民法が大改正された際に新設されたものであり、当時、改正法の進歩性を示すものとして高く評価された。と、いうのはこういう訳である。

この規定が新設されるまでは、かつて夫婦であった者は、離婚に際し、お互いに何らの金銭をも相手方に支払う義務は無かった。それゆえ、数十年連れ添ったいわゆる糟糠の妻も離婚のときは自分の財産、例えば嫁入り道具を持って帰るほかは何の権利をも夫に対して有していなかった。

ところで、結婚とは、いうまでもなく、一男一女の全人格的結合関係であり、そこでは性的分業によって毎日の生活が営まれている。わが国では、この性的分業は夫が外で働くことによって生活費を稼ぎ妻は内において家事育児を担当するという形式で行なわれるのが通常の姿である。それゆえ、結婚後財産が増加するのは夫だけであり、妻は財産を獲得する機会を持ち得ない。このような不均衡も結婚生活がうまくいっている間には取り立てていほど不都合でもないが、離婚の際にもこのことを考慮しないのは公平ではない。つまり、具体的には、私が同志社から毎月受け取る給料は妻の家庭における協力があってはじめて得られたものであるから、生活費を差引いた残額は

給料から購入した家具とともに妻と私の共有であり、離婚するときにはこれを半分ずつに分けなければならぬはずである。このことは、私のような薄給サラリーマンについてだけにあてはまるのではなく、例えば長島選手や佐賀潜氏のような、高給取りにも妥当するのが原則である、と説明されている。

しかし、私はこのような考え方には疑問を持っている。つまり、比較の対象となり同等の評価を受けるべきは、夫の職業活動と妻の家事労働とはなく、夫による生活費の負担と妻の家事労働とであり、それゆえ、離婚時に折半されるべきものは共同生活のために購入した家具と将来の生活費のための貯蓄とに限定されるのではなからうか。もっとも、右のように解するときは、従来の考え方による場合に比し女性の取り分が減ることになるが、元来、同権・平等とは同一のカテゴリーに属するものについての概念であるから、これでもいい訳である。